

安芸森林管理署団体交渉（全国林野関連労働組合）  
議 事 要 旨

日 時 平成21年12月17日（木）15：00～17：00  
場 所 安芸森林管理署 会議室  
出席者 【安芸森林管理署（当局）】 6名  
【林野労組安芸分会（組合）】 9名

1．平成21年度業務予定にかかる労働条件について

組合）21年度の事業収入の確保に伴う、追加対策等があるのか。

当局）今のところ予定生産量に変更はないものと考えている。

組合）21年度補正予算の見直しに伴い、担当者に過度な負担がかからないよう対応を図ること。

当局）過度の負担とならないよう適切に対応して参りたい。

2．平成22年度業務予定にかかる労働条件について

組合）暫定専門官が廃止となれば業務担当者の負担増となる。新設ポストを配置できないのであれば、暫定専門官を存続すること。

当局）暫定専門官について、昨年度と同様にスクラップ財源とならないものについてはポスト不足にある現状を説明し、廃止を見合わせる方向で関係省と折衝するように聞いている。

組合）資源量の見通しについて、平準化を図り実力ベースで計画すること。

当局）そのように計画して参りたい。

組合）車両の更新計画はどのようになっているか。

当局）車両配置については事業実行に支障のないよう、必要な車両の確保に努める考えである。

3．賃金について

組合）平成21年度の新賃金については、これまでどおりの対応とすることを要求する。

当局）賃金については、重要な労働条件であるとの基本的な認識に立ち対応して参る考えであり、組合の要求等は上申して参りたい。